

令和2年度 第7回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和3年3月18日(木) 10:30~10:50
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者
公益代表委員 長尾会長、高倉会長代理、小股委員、柳原委員
労働者代表委員 中野委員、森川委員、石垣委員
使用者代表委員 矢坂委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事務局 杉労働局長、小林労働基準部長、
浅野賃金室長、山越賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和3年度特定最低賃金改正決定に係る意向表明について
- (2) 令和2年度最低賃金改正状況について
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[山越賃金室長補佐] 定刻となりましたので、今年度第7回の本審を始めさせていただきます。

本日は、公益代表の木元委員及び労働者代表の浜守委員、有賀委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和2年度第7回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、公開としておりますので、御承知おき願います。

議事に移らせていただきます。議事1の「令和3年度特定最低賃金改正に係る意向表明について」ですが、富山労働局長に対して、改正の申出を行うとの意向表明がなされたとのことですので、事務局から報告してください。

[浅野賃金室長] 特定最低賃金改正に係る意向表明の状況を御報告申し上げます。

資料No.2を御覧ください。1枚目は、意向表明の状況を事務局で取りまとめた一覧でございます。2枚目以降に、各意向表明書の写しを添付しておりますので、併せて御覧ください。

1枚目の一覧にございますとおり、令和3年度につきましては、「富山県玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係の最低賃金、「富山県電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係の最低賃金、及び「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」の3業種の特定最低賃金につきまして、改正の意向表明がなされております。

意向表明者は、それぞれ一覧に記載のとおりでございます。

また、申出の時期は、いずれも令和3年7月末となっております。

以上です。

[長尾会長] 今ほど事務局から3業種の意向表明について報告がございましたが、令和3年度の申出に関しまして、本会議で労使各側の意向を確認しておきたいと存じます。

まず、労働者側にお伺いします。労働者側の御意向は、今ほどの意向表明のとおりでよろしいでしょうか。

[労働者代表委員] はい。

[長尾会長] ありがとうございます。

続きまして、使用者側は、今ほどの意向表明について御意見等ございますでしょうか。

[使用者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] ありがとうございます。

それでは、3業種の特定最低賃金について、来年度、改正申出の意向があることを確認いたしました。

次に、議事2の「令和2年度最低賃金改正状況について」に関しまして、事務局から説明してください。

[浅野賃金室長] 本年度の最低賃金改正状況について御説明申し上げます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響等をふまえ、中央最低賃金審議会で引上げ額の目安が示されず、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」及び「地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望。」といった内容の答申が取りまとめられました。なお、中央最低賃金審議会が1円以上の有額の目安を示さなかったのはリーマンショックの影響を色濃く受けた平成21年度以来です。

資料No.2を御覧ください。これは、本年度における全国の地域別最低賃金の改正状況をランク別に取りまとめたものです。今ほど御説明しましたとおり、中賃での引上げ額の目安が示されない中、全国で最低賃金の改正決定審議が行われたのですが、結果として、引上げを行わなかったのが東京、大阪をはじめとした7都道府県、1円引上げが黄色で色付けした富山県を含む17県、2円引上げがオレンジ色で色付けした14県、3円引上げが赤色で色付けした9県となりました。全国加重平均としては引上げ額1円、引上げ率0.11%となっております。また、効力発生年月日については、令和2年10月1日発効が青色で色付けした22県、10月2日以降の発効となったものが緑色で色付けした18県となりました。

最低賃金額が最も高いものは東京都の1,013円、最も低いものは沖縄県や秋田県等7県の792円となります。これは賃金差で221円、割合で78.2%となります。

昨年の最高額と最低額を比較すると、賃金差で2円、割合で0.2%、最高額と最低額の差が縮小した状況です。

次に、資料No.3を御覧ください。これは、富山県における最低賃金の改正等の状況を、過去10年間にわたって取りまとめた一覧表です。金額欄が黄色のものは、当該年度に改正

決定されたものを示しております。

地域別最低賃金につきましては、本年度、時間額を1円引き上げて849円とし、令和2年10月1日に発効しております。

特定最低賃金につきましては、本年度、3業種が改正されており、「玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係は時間額を5円引き上げて912円、「電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係は時間額を2円引き上げて851円、「百貨店、総合スーパー」は時間額を5円引き上げて865円とし、いずれも年内に発効しております。

続きまして、資料No. 4を御覧ください。これは、今年度の富山地方最低賃金審議会の開催状況を取りまとめたものです。

詳細な説明は省略いたしますが、本日の本審を含め、21回にわたって御審議をいただいております。誠にありがとうございました。

来年度につきましても、基本的には同じようなスケジュールになると思われまます。来年度は委員改選の年となりますので、会長選出等のため5月頃に第1回本審を開催させていただく予定としております。

最低賃金の改定状況等については、以上でございます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見等がございましたらお願いいたします。労働者側はいかがでしょう。

[労働者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[使用者代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 続きまして、議事3「その他」となっておりますが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から何かございましたらお願いします。

[山越賃金室長補佐] 本年度最後の審議会ですので、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[杉労働局長] 本年度の最低賃金審議会の審議を終えるに当たり、ひと言御挨拶させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も大変お忙しい中、審議会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。また、今ほど賃金室長からの説明にもありましたように、今年度21回と非常にたくさんの回数の審議を重ねてまいりました。地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正審議に当たり、真摯な御議論を賜りましたことを、この場を借りて御礼

を申し上げるところでございます。また今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響で、非常に先行きが見えない中、また目安が出ないといった中で、非常に厳しい状況、これまでにない状況だったかと思っております。先生方におかれましては、何度も何度も議論を重ねていただきまして、御尽力いただいたことを重ねて御礼を申し上げたいと思います。御蔭様をもちまして、地域別最低賃金につきましては10月1日の発効、特定最低賃金につきましてもすべて年内に発効ができたということでもございました。皆様方の御尽力・御協力に対して心より感謝を申し上げるところでございます。

私どもといたしましても、最低賃金の周知・広報及び履行確保に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。併せて、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、「業務改善助成金」の活用や「働き方改革推進支援センター」の利用の促進を図り、最低賃金の引上げ支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き賃金行政に御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、この一年間大変お世話になり、誠にありがとうございました。

[長尾会長] ありがとうございました。本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の議事録署名委員には、会長である私のほか、
労働者代表委員からは森川委員
使用者代表委員からは矢坂委員
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、森川委員と矢坂委員には、後日、議事録に御署名いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、この1年間、委員の皆様には、本審議会の調査審議に格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。